

○甲南大学山小屋に関する申合せ

平成22年9月1日
学生部委員会承認

第1条 この申合せは、甲南大学山小屋（以下「山小屋」という）を適正に管理運営するため、その取扱いについて定める。

第2条 山小屋は甲南学園（以下「学園」という）が管理し、甲南大学体育会ワンダーフォーゲル部（以下「ワンダーフォーゲル部」という）が運営に当たるものとする。

第3条 山小屋を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) ワンダーフォーゲル部所属学生
- (2) ワンダーフォーゲル部OB会（以下「OB会」という）会員
- (3) ワンダーフォーゲル部所属学生又はOB会会員と同行する者
- (4) その他、ワンダーフォーゲル部が認めた者

第4条 山小屋を利用する場合は、ワンダーフォーゲル部又は、同OB会の担当者に申込みを行い、許可を得るものとする。

第5条 山小屋の修繕・改修は、原則として学園が行う。ワンダーフォーゲル部が修繕・改修等を行う際には、事前に学園の承認を得なければならない。ただし、ペンキ塗り等の軽微な補修等はこの限りではない。

第6条 山小屋に関するワンダーフォーゲル部独自の規程の制定及び、改廃をする場合は必ず学生部に報告しなければならない。

第7条 この申合せの改廃は、ワンダーフォーゲル部と学生部及び管財部が協議の上、学生部委員会が行うものとする。